

## 神戸市灘区マスコットキャラクター 「にゃだ」画像利用の手引き

### ☆ にゃだ

にゃだは好奇心旺盛な猫で、灘の魅力を「そーにゃんだ！」と発見します。

今日も山へ海へ、灘のまちへ探索中…

にゃだは

(1) 公益的活動の推進

(2) 灘区および区内各地域の PR

(3) 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを内外に発信  
するために活動します！

### ☆ 利用できる画像

承認した灘区マスコットキャラクター「にゃだ」の画像。

### ☆ 画像利用にあたっての注意事項

次に掲げる利用はできませんので、ご了承ください。

- ① 灘区の公益的活動の推進や、区内各地域のPR等(要綱第6条の利用目的)以外の目的での利用。
- ② 市および灘区の品位を傷つけ、又は区民の理解の妨げになるおそれがあると認められる利用。
- ③ キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる利用。
- ④ 特定の個人または団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる利用。
- ⑤ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる利用。
- ⑥ 営利若しくは販売を目的とする利用。ただし、区長が特に認める場合の利用を除く。
- ⑦ その他、灘区長が画像利用することが適当でないと認める場合。

### ☆ 利用期間

申請した使用開始日から1年以内。

### ☆ 利用料

無料

### ☆ 利用方法

『「にゃだ」画像利用申請書』に必要事項を記入し、企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等を添付して、最終ページの【申請・問合せ先】までご提出ください。

※申請の受付は、すなわち許諾したことを意味するものではありません。

利用許諾書の送付を持って許諾をしたものとしますので、ご了承ください。

☆ 利用上の遵守事項

- ① 『神戸市灘区マスコットキャラクター「にやだ」の画像利用に関する要綱』の第 9 条に規定されている事項を遵守してください。
- ② その他、次のような利用はしないでください。

変形



左右反転



表情など細部の部分的変更



キャラクターを重ねて利用



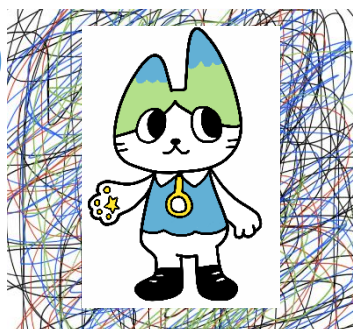
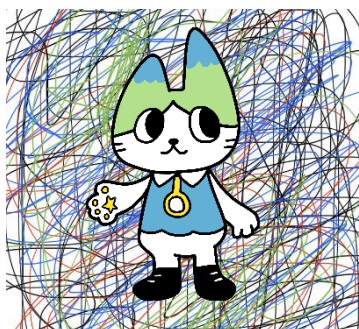
イラストの変色



調和しない色・背景と併せて利用



背景によって視認性が損なわれる場合は、キャラクターがはっきりと視認できるようスペースを確保してください。



☆ 「にゃだ」画像の表示例



©2026 神戸市 No.1-999



©2026 Kobe City No.1-999

☆ 許諾の取り消し等

次のいずれかに該当するときは、許諾を取り消し、許諾内容を変更し、又は「にゃだ」画像の利用を制限し、若しくは利用を停止することがあります。なお、これにより利用者に生じた損害については、市は一切の責任を負いません。

- ① 要綱又は要綱に基づく指示に違反したとき
- ② 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき
- ③ 公益上やむを得ない必要が生じたときや、その他「にゃだ」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき
- ④ その他、区長がその利用の継続を不適當であると認めるとき

☆ 利用終了後の措置

利用期間が終了した場合や、許諾の取り消しを受けた場合は、速やかに「にゃだ」画像の利用を中止してください。また、「にゃだ」画像の複製物の廃棄及び回収を指示することがあります。

☆ 損害賠償請求

使用者は、「にゃだ」画像の使用に関し、利用者の責めに帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければなりません。

※その他詳細は、『神戸市灘区マスコットキャラクター「にゃだ」の画像利用に関する要綱』をご参照ください。

【申請・問合せ先】

灘区地域協働課 にゃだ担当

〒657-8570 神戸市灘区桜口町4-2-1

電話:078-843-7001(内線222) FAX:078-843-7034

E-mail:nada\_machika\_syomu@city.kobe.lg.jp